**公益社団法人日本口腔インプラント学会東北・北海道支部表彰制度規程**

**第1章　趣　旨**

1. 公益社団法人日本口腔インプラント学会東北・北海道支部（以下「本支部」という）の進歩・発展に寄与し、口腔インプラント領域において業績があったと認められる者を表彰することを目的とし、この規程を定める。

**第2章　表彰の種類**

1. 賞の種類は次のとおりとする。
2. 優秀発表賞：公益社団法人日本口腔インプラント学会東北・北海道支部学術**大**会優秀発表賞（以下「優秀発表賞」という）
3. 奨励発表賞：公益社団法人日本口腔インプラント学会東北・北海道支部学術**大**会奨励発表賞（以下「奨励発表賞」という）

**第3章　審査対象及び資格**

第３条　各賞の審査対象は、次のとおりとする。

(1)　優秀発表賞：本支部学術大会で発表し、その内容が学術的、臨床的に優れて

いること。

(2) 奨励発表賞：本支部学術大会で発表し、その内容が学術的、臨床的に優れて

いること。

第４条　各賞は、次の各号すべてに該当する者に授与する。

(1)　優秀発表賞

1） 本会会員歴が発表時に5年以上であること。

2)　前条第1項の発表の筆頭発表者であること。

3)　過去に本賞の受賞経験がないこと。

(2) 奨励発表賞

1)　本会会員歴が発表時に5年未満であること。

2)　学術大会開催年度の4月2日に40歳未満であること。

3) 前条第2項の発表の筆頭発表者であること。

4)　過去に本賞の受賞経験がないこと。

**第4章　委員会**

第５条　各賞の候補者を審査選考するため、選考委員会を設ける。

第６条　選考委員会は、大会長及び支部長が指名した若干名の支部代議員をもって構成し、

　　　　委員長は大会長とする。

第７条　選考委員会は、各賞に必要な事項を審議し、候補者を支部長に推薦し支部代議員

会に報告しなければならない。

**第5章　推薦・応募及び選考**

第８条　各賞に対する推薦・応募は、次のとおり実施する。

(1)　優秀発表賞：本支部学術大会発表をもって応募とする。

(2) 奨励発表賞：本支部学術大会発表をもって応募とする。

第９条　各賞の授賞数は、次のとおりとする。

(1)　優秀発表賞は、基礎研究１名、臨床研究１名とする。

(2)　奨励発表賞は、基礎研究１名、臨床研究１名とする。

第10条　各賞の候補者の選考は、次のとおり実施する。

(1)　優秀発表賞及び奨励発表賞は、本支部学術大会における発表の中から、選考

委員の記名式投票によって選考する。

(2) 選考委員は自身が筆頭または共同発表者となっている発表に対し第1項の投

　　 票をすることはできない。

(3)　各賞の審査基準は、別途定める。

**第6章　表　彰**

第11条　各賞の受賞者には、賞品を支部年次大会時に授与する。

**第7章　細　則**

第12条　この規程の施行細則は、支部代議員会の議を経て別に定める。

**第８章　改　廃**

第13条　この規程の改廃については、支部代議員会の議を経なければならない。

附　則

　１．この規程は、令和３年３月９日より施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会東北・北海道支部表彰制度施行細則

（趣　旨）

1. 本支部表彰制度規程第２条に基づき、優秀研究発表賞及び奨励研究発表賞の候補者選考に関する細則を定める。

（選考基準）

第２条　各賞の選考基準は、次のとおりとする。

(1)　優秀研究発表賞：研究発表内容に妥当性及び新規性があり、口腔インプラン

　　 ト学及び口腔インプラント医療の発展に寄与する優れた発表と認められる

　　 ものであること。

(2)　奨励発表賞：研究発表内容に妥当性及び新規性があり、口腔インプラント学

　　 及び口腔インプラント医療の発展に寄与する優れた発表と認められるもの

　　 であること。

（推薦・募集方法）

第３条　各賞候補者の推薦、募集方法は次のとおりとする。

(1)　優秀研究発表賞：本支部会学術大会発表募集をもって本賞の募集とする。

(2)　奨励研究発表賞：本支部会学術大会発表募集をもって本賞の募集とする。

（申請手続）

第４条　各賞候補者の申請は、次のとおりとする。

(1)　優秀研究発表賞：本会学術大会発表をもって申請とみなす。

(2） 奨励研究発表賞：本会学術大会発表をもって申請とみなす。

（賞　品）

第５条　賞品の内容については、別に定める。

（細則の改廃）

第６条　この細則の改廃については、支部代議員会の議を経なければならない。

附　則

　１．この細則は、令和３年３月９日より施行する。